

熊本市人権教育・啓発基本計画

平成 2 1 年 3 月

熊 本 市

はじめに

熊本市は、九州の中心に位置し、豊かな緑と清冽な地下水といった自然、熊本城を代表とする歴史的遺産や有形無形の文化財に恵まれ、多くの優れた思想家や教育者、文化人を輩出するなど、「暮らしやすく住みやすいまち」として発展してきました。

私たち熊本市民は、このような本市の自然、歴史や伝統を大切を守りながら、先人たちがその努力と英知で築いてきたこのまちを、さらに魅力と活力あふれるまちとして発展させ、次の世代に引き継いでいかなければなりません。

また、わが国においては、情報化、国際化、少子高齢化の進展とともに、地方においては、地域の特性や個性を生かしたまちづくりが求められるなど、人々の価値観やライフスタイルの多様化とともに社会のあり方が大きく変化しつつあります。

このような中、本市は、目指すべきこれからのまちづくりの方向性を明らかにした「熊本市第6次総合計画」を策定すべく、「基本構想」を昨年6月に、「基本計画」をこの3月に、議会の議決を得て策定しました。

そして、この分野別施策において「一人ひとりの人権が等しく尊重され、わけ隔てなく参画できる社会の実現」を目指すこととしましたが、今もなお、幼児や高齢者といった社会的弱者のみならずさまざまな人権問題が残されており、さらに、インターネット等の普及による新たな人権課題への対応なども求められています。

そこで本市は、さまざまな人権問題や課題の解決を図り、人権尊重社会の実現に向けた取り組みを推進するため、ここに「熊本市人権教育・啓発基本計画」を策定することとしました。

今後は、この基本計画に基づき、行政をはじめ市民の皆様、事業者や関係機関・団体等との参画と協働による人権教育や啓発の取り組みを総合的かつ計画的に推進し、「一人ひとりの人権が等しく尊重され、わけ隔てなく参画できる社会の実現」に努めてまいりますので、皆様方の一層のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

最後に、この基本計画の策定にあたり、多くの貴重なご意見をいただきご尽力を賜りました熊本市人権教育・啓発基本計画策定委員会委員の皆様方には、改めて心から感謝を申し上げます。

平成21年3月

熊本市長 幸山政史

【 目 次 】

第1章 基本計画の策定にあたって

1	計画策定の目的	1
2	これまでの取り組み	1
3	人権教育・啓発の重要性	4

第2章 さまざまな人権問題の現状と課題

1	女性に関する問題	6
2	子どもに関する問題	8
3	高齢者に関する問題	10
4	障がい者に関する問題	11
5	同和問題	12
6	外国人に関する問題	13
7	HIV感染症やハンセン病等に関する問題	14
8	ホームレスの人たちに関する問題	16
9	高度情報化社会に関する問題	17
10	様々な人権問題	19

第3章 基本計画の基本的考え方

1	基本理念	21
2	基本事項	21
3	基本計画の目標と施策概要	23

第4章 実施主体ごとの取り組み

1	市の責務	26
2	幼稚園・保育所の責務	27
3	学校(小・中・高等学校等)の責務	28
4	家庭(家庭教育)の役割	29

5	地域（社会教育）の役割	・ ・ ・ ・ ・	30
6	職場（企業等の事業所）の役割	・ ・ ・ ・ ・	30
7	福祉施設、保健・医療施設の役割	・ ・ ・ ・ ・	31
8	マスメディアの役割	・ ・ ・ ・ ・	31

第5章 基本計画の推進

1	熊本市人権啓発市民協議会の活性化	・ ・ ・ ・ ・	33
2	関係機関や民間団体等との連携強化	・ ・ ・ ・ ・	34
3	啓発手法等に関する情報の提供	・ ・ ・ ・ ・	36
4	実施状況の把握と結果の公表	・ ・ ・ ・ ・	36

○	さまざまな人権問題に関する補足説明	・ ・ ・ ・ ・	37
---	-------------------	-----------	----

【資 料】

○	用語の解説	・ ・ ・ ・ ・	41
○	熊本市人権教育・啓発基本計画策定委員会設置要綱	・ ・ ・ ・ ・	44
○	熊本市人権教育・啓発基本計画策定委員会及び検討経緯	・ ・ ・ ・ ・	46
○	世界人権宣言	・ ・ ・ ・ ・	48
○	日本国憲法（抄）	・ ・ ・ ・ ・	52
○	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	・ ・ ・ ・ ・	55

第 1 章 基本計画の策定にあたって

1 計画策定の目的

国は、平成 12 年（2000 年）、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（以下「人権教育・啓発推進法」という。※ 1）を制定し、この第 5 条に、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する」と規定し、地方公共団体に対して、人権教育・啓発施策に関する計画の策定と実施を求めました。

現在市は、新しい熊本づくりに向けた市民と行政に共通・共有するまちづくりの指針となる「熊本市第 6 次総合計画」（以下「総合計画」という。※ 2）の策定を進めており、その基本構想の中で「一人ひとりの人権が等しく尊重され、わけ隔てなく参画できる社会」の実現を掲げています。

そこで、市民一人ひとりが人権尊重の理念について理解を深め、「一人ひとりの人権が等しく尊重され、わけ隔てなく参画できる社会」の実現を目指し、人権教育・啓発の取り組みを総合的かつ計画的に進めるため「熊本市人権教育・啓発基本計画（以下「基本計画」という。）」を策定します。

2 これまでの取り組み

(1) 国際的な取り組み

昭和 23 年（1948 年）、国際連合（国連）総会において、「人類社会すべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利を承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎である」（前文）と謳った「世界人権宣言」が採択されました。

昭和 41 年（1966 年）には、世界人権宣言で規定された権利に法的な拘束力を持たせるため「国際人権規約」が採択され発効されました。

このほか、「女子差別撤廃条約」、「児童の権利に関する条約」、「人権差別撤廃条約」など多くの人権条約が採択され発効し、また、「国際婦人年」、「国際児童年」、「国際障害者年」等各テーマ別に国際年を定めるなど人権問題への国際的取り組みが行われてきました。

平成 6 年（1994 年）、国連総会において、平成 7 年（1995 年）から平成 16 年（2004 年）までの 10 年間を「人権教育のための国連 10 年」とすることが決議され世界各国における人権教育の普及などの取り組みとして「人権教育のための国連 10 年行動計画」が採択されました。その後、「人権教育のための国連 10 年」終了後における取り組みをさらに進めるため、平成 16 年（2004 年）、国連総会において「人権教育のための世界計画」が決議されました。

（2）我が国の取り組み

我が国においては、第二次世界大戦後の昭和 21 年（1946 年）、主権在民、恒久平和とともに「基本的人権の尊重」を謳う「日本国憲法」が公布されました。その憲法の下、「国際人権規約」をはじめ重要な人権条約を批准するとともに、人権が尊重される社会の形成に向けた取り組みを進めてきました。

我が国固有の同和問題への取り組みは、戦後本格的に行われるようになり、昭和 44 年（1969 年）、「同和対策審議会答申」（昭和 40 年（1965 年））（※ 3）を受けて「同和対策事業特別措置法」が制定されました。また、昭和 57 年（1982 年）には、生活環境整備、就労対策や教育の充実を図るための「地域改善対策特別措置法」、昭和 62 年（1987 年）に「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（以下「地対財特法」という。）が制定されて、さまざまな施策が実施されました。

平成 7 年（1995 年）には、「人権教育のための国連 10 年」の国連決議を受けて、「人権教育のための国連 10 年推進本部」が設置され、平成 8 年（1996 年）に「人権擁護施策推進法」が制定され、法務省に人権教育・啓発の総合的な推進や人権侵害の被害者救済に関する基本的事項等を調査審議するための人権擁護推進審議会が設置されました。また、平成 9 年（1997 年）に「人権教育のための国内行動計画」が策定され、平成 12 年（2000 年）には、「人権教育・啓発推進法」が施行され、さらに、平成 14 年（2002 年）には「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定して、国及び地方公共団体、国民の責務を明らかにするとともに、人権教育・啓発に関するさまざまな施策を展開しています。

(3) 市の取り組み

本市においては、昭和 47 年（1972 年）、「同和対策事業特別措置法」に基づく諸事業と同和問題をはじめとしたさまざまな人権問題の解決に向けた教育及び啓発事業を行うため、当時の市民局内に同和対策室を設置しました。

昭和 51 年（1976 年）には、地域住民の生活の社会的、経済的、文化的改善向上を図ることを目的に熊本市立隣保館（現・ふれあい文化センター）を建設するとともに、「地対財特法」に基づく施策・事業を実施してきました。また、昭和 62 年（1987 年）には、地域住民、民間企業、関係機関及び団体等が連携・協働し、市における人権意識の高揚と社会のあらゆる差別の解消に向けて人権啓発活動を推進することを目的として、「熊本市人権啓発市民協議会」が設立され、この協議会を中心に、さまざまな実践活動を展開しています。

また、平成 2 年（1990 年）には、同和問題をはじめあらゆる差別の解消を目的とした教育の実現を目指し、それまで教育委員会の指導課内にあった同和教育に関する係を同和教育指導室に組織拡充するとともに、「熊本市同和教育の推進について」を策定し取り組みを進めてきました。

さらに、平成 12 年（2000 年）には、人権教育・啓発の一層の推進を図るため、「熊本市域における人権教育啓発基本方針」を策定し、翌平成 13 年（2001 年）に同和対策室を人権推進総室へと組織改編して、人権に関する諸施策の充実と人権教育・啓発推進体制の強化を図りました。平成 13 年（2001 年）には、教育委員会同和教育指導室の名称を人権教育指導室と改め、平成 14 年（2002 年）に「熊本市人権教育の推進について」を策定して、これまでの同和教育を人権教育として発展的に再構築する取り組みを進めました。

また、平成 17 年（2005 年）に「熊本市人権教育推進会議等に関する訓令」を施行し、この推進会議のもとで、職員に対する人権教育の推進を図りながら、人権尊重を基本とした市政運営に努めています。

3 人権教育・啓発の重要性

平成 20 年(2008 年)には、国連において「世界人権宣言」が 1948 年に採択されてから 60 年の節目を迎え、世界各国で人権に対するさまざまな取り組みと、人権の尊さを訴える多くのキャンペーン活動が展開されています。しかしながら、今なお宗教観の違いによる戦争や途上国での人権侵害、差別による人命軽視的な政策など解決すべき諸問題が山積しています。

国内でも、家庭内での悲惨な事件、尊い命を奪う殺人事件や社会的弱者といわれる子どもや高齢者などへの差別や虐待などが連日のように報道され、最近では、インターネットや携帯電話等による誹謗中傷^{ひぼうちゅうしょう}、人権侵害、個人情報^{ひんこくじょうほう}の流出など、新たな人権に関わる問題が発生しています。

市は、関係法令や国・県の施策に基づきながら人権教育・啓発活動を推進してきましたが、いまだ人権問題に関する多くの課題が存在しています。

差別や人権侵害などがなくなる背景には、「人々の中に見られる同質性・均一性を重視しがちな性向や非合理的な因習的意識の存在」、「国際化、情報化、高齢化、少子化等の社会の急激な変化」、「障害者に対する障害の発生原因や症状についての理解不足、感染者等に対する医学的に見て不正確な知識や思い込み」、「人権尊重の理念についての正しい理解やこれを実践する態度が人々の中に十分に定着していないこと」等があると言われています。

また、これまで「人権を侵害された人（被害者）に対する救済や支援」、「被害者にならないための自衛のための教育」、「人権を侵害した人（加害者）に対する規制や制裁」、「加害者にならないための人権教育や啓発」といった取り組みが中心で、身近に人権侵害が起きた場合に「自分には関係ないと見て見ぬ振りをする人（傍観者）が少なくないこと」が問題の解決を遅らせているといった指摘もあります。

このようなことから、人権に関わる問題を市民一人ひとりの身近な場所や日常生活の中に存在する問題ととらえ、事例（注）に学びながらも人権教育・啓発を推進していくことが重要です。

国の人権教育・啓発に関する基本計画は、「すべての人々の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会を実現するためには、国民一人ひとりの人権尊重の精神の涵養を図ることが不可欠であり、人権教育・啓発の重要性はどんなに強調してもし過ぎることは

ない」と述べています。ここに、人権教育・啓発の取り組みを総合的かつ計画的に粘り強く継続していかなければならない理由があります。

「事例に学ぶ人権問題」 （４P注）

市では、昭和 29 年（1954 年）、ハンセン病療養所入所者の子どもの小学校入学に保護者が反対するという運動が起きましたが、これは国の隔離政策とともに医学的に見て不正確な知識や思い込みによる誤った危機意識から生じたものといえます。その後も国の隔離政策は続きますが、この出来事を題材とした映画「あつい壁」が多くの人々にこの問題を人権問題として意識させるきっかけとなりました。

その後、平成 8 年（1996 年）に「らい予防法の廃止に関する法律」が施行され、積極的にハンセン病回復者の人々の人権問題を解決するための施策や啓発が行われるようになった結果、ハンセン病に対する国民の正しい理解が深まりつつあります。

また、誤った歴史的認識の事例として、以前は、熊本に秋を告げるといわれる藤崎八幡宮秋季例大祭で「ボシタ」の掛け声が使われていました。しかし、「豊臣秀吉は朝鮮半島出兵で勝利した（相手国を滅ぼした）」という誤った歴史認識を生みかねない、「関係国の人々に不快の気持ちを抱かせる」等の理由から、平成 2 年（1990 年）、祭主である藤崎八幡宮や大祭参加団体の申し合わせによりこの掛け声は使われなくなりました。本市では、正しい認識を促すため「市政だより」等による啓発活動に努めています。

第2章 さまざまな人権問題の現状と課題

第1章「基本計画の策定にあたって」で述べたように、国内外で人権問題解決のための取り組みが進められ、市でも関係法令や国・県の政策に基づき、市民や関係団体等と連携して人権教育・啓発活動を推進してきましたが、いまだ数多くの人権問題が存在し、新たな人権問題も発生しています。

基本計画の策定にあたっては、このような状況を十分認識したうえで、人権教育・啓発の取り組みを実施していくことが重要であり、この章では、さまざまな人権問題について、その「現状」と「課題」を整理しました。

1 女性に関する問題

(1) 現状

市は、昭和62年（1987年）、女性を取り巻くさまざまな課題の解決に向けて総合的な企画調整をするために、女性行政を担当する窓口として初めて企画広報部に婦人生活課を新設しました。

そして、平成2年（1990年）には、女性の個性と能力発揮のための複合施設「総合婦人会館・カルチャーセンター」（現・総合女性センター）を市制100周年事業の一つとして開設しました。

また、人権意識や女性の権利意識が高まる中で、平成4年（1992年）には「くまもと市女性プラン」を策定し、幅広い分野にわたる女性の施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

しかし、依然として人々の意識や行動、社会制度・慣行の中に女性に対する差別や偏見が見られ、あらゆる分野で自らの能力を高めようとしている女性や男性の生き方を阻害している現状があります。特に、セクシャル・ハラスメント（※4）、ドメスティック・バイオレンス（※5）等女性に対する人権侵害が、大きな社会問題になっています。

こうした状況を踏まえ、市の男女の未来像を形成するために、これまでの「くまもと市女性プラン」を見直し、社会情勢の変化などから生じた課題や引き続き取り組むべき課題に適切に対応するため、平成13年度（1992年度）「くまもと市男女共同参画プラン」（平成13年～平成22年）を策定しました。

さらに、平成 18 年（2006 年度）、女性とスポーツ界を取り巻くさまざまな環境をはじめ世界中のさまざまな社会環境における男女共同参画の推進などを話し合うため、「2006 世界女性スポーツ会議くまもと」を世界の地方都市として初めて開催するなど、女性の人権にかかる問題の解決に積極的に取り組んでいます。

また、平成 20 年 12 月には、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進するための基本的なルールを定める「熊本市男女共同参画推進条例」を制定しました。

(2) 課題

女性に関する人権問題としては、性別による差別的取り扱い、さまざまな暴力による人権侵害など、いまだ数多くの課題が残されており、また、一方では、少子高齢社会の到来、経済構造の変革など急激に変化する社会への対応が求められています。

そのような中で、男女が家庭、職場、学校、地域等のあらゆる分野において、性別にとられることなく、個性と能力を発揮できる男女共同参画の意識づくりが不可欠です。

また、男女がともに責任を担い、特に育児や介護については、社会全体で支援し、その負担を分かち合っていくことが必要であり、加えて、男女がともに家庭での責任を果たし、家庭生活と他の活動との両立を図ることができる社会環境の整備も重要です。

このようなことから、男女共同参画社会の実現に向けては、一人ひとりの意識づくりやあらゆる分野での男女共同参画の推進及びその環境の整備を進めるための施策を展開していく必要があります。

そこで、新たに「くまもと市男女共同参画プラン」を策定するとともに、総合女性センターを拠点施設として、男女共同参画社会の実現に向けた施策を積極的に進めていくことが求められます。

2 子どもに関する問題

(1) 現状

市は、平成 6 年（1994 年）、すべての子どもたちの幸せを願って、「熊本市民子ども憲章」を制定しました。

そして、平成 13 年（2001 年）には、「子ども一人ひとりが輝くために、子ども一人ひとりの個性を生かしながら、豊かな人間性や創造性を育む」ことを基本理念とする「くまもと子ども輝きプラン」を策定し、「児童の権利に関する条約」の周知とともに、子どもが意見表明する場として「熊本市子どもフォーラム」を開催し、その拡充を図ってきました。

平成 16 年（2004 年）には、「まちづくり戦略計画」の重点的分野に、「子どもたちが健やかに成長するまち」を掲げて、「子育てしやすい環境づくり」や「個を育む学校教育の推進」などと積極的に取り組んできました。

また、平成 17 年（2005 年）に「熊本市次世代育成支援行動計画（ひびけ！子ども未来プラン）」を策定して、「子どもの権利を守る社会づくり」に取り組むとともに、要保護児童（注）については、県弁護士会、県養護協会、市民生委員児童委員協議会など 44 機関で構成される熊本市要保護児童対策地域協議会を中心として関係機関の連携を強化して、虐待等の未然防止、早期発見、早期対応に努めてきました。

さらに、平成 20 年（2008 年）4 月には、子育てしやすく子どもたちの健やかな成長を育む環境づくりに総合的に取り組むため、「子ども未来局」を新設しました。

(2) 課題

子どもの人権が尊重され、子どもたちが心身共に健やかに成長することは、全ての人々の願いです。

しかしながら、少子高齢化や核家族化、生活環境の多様化、地域のつながりの希薄化などが進み、子どもの心の成長に及ぼすさまざまな影響が懸念されています。

中でも、子どもの人権に関し深刻な問題は、保護者などによる児童虐待で、平成 19 年度（2007 年度）に市に寄せられた相談件数は、313 件（疑いを含む）で、「児童虐待の防止等に関する法律」が制定された平成 12 年（2000 年）の約 5 倍に増加しています。

また、いじめや不登校、インターネットを使った有害情報等、子どもの可能性や健康・安全が脅かされる問題も生じています。

なお、平成 19 年（2007 年）、市内の医療機関に「こうのとりのゆりかご」が設置され、全国から設置に対する賛否の意見が表明されると同時に、「生きる権利」、「成長して出自を知る権利」、「預けられた赤ちゃんのプライバシーの保護」と「報道や取材の自由」との兼合いなど、新たな人権に関する課題も提起されています。

このような子どもに関わる人権問題を解決するためには、家庭、学校、地域、事業所、関係行政機関等が連携し、子どもの人権について語り合い理解する機会を多く設け、人権尊重の視点からの取り組みを進めていくことが必要です。

そして、大人が、一人の人間として子どもの人権を尊重し、健全に育てていくことの大切さを認識するとともに、自らの責任を果たしていくことが求められます。

このようなことから、子どもの人権に関わる家庭、学校、地域などにおいて、子どもたちの発達段階に応じつつ、人権尊重の心を育てる人権教育を推進する必要性があり、加えて、それに携わる大人の人権意識の向上のための人権教育・啓発を推進する必要があります。

（注）「要保護児童」

児童福祉法第 6 条の 3 に規定する「要保護児童（保護者のない児童または保護者に監護させることが不当であると認められる児童）」であり、虐待を受けた子どもに限らず、非行児童、不登校児童なども含む。

3 高齢者に関する問題

(1) 現状

少子高齢化の進展により、市の高齢者（65 歳以上）人口及び高齢化率は、平成 17 年（2005 年）の 12 万 2 千人（18.4%）から平成 27 年（2015 年）には 15 万 5 千人（23.3%）になると予測され、これに伴い認知症高齢者の数も平成 17 年（2005 年）に 1 万人であったものが平成 20 年（2008 年）には 1 万 2 千人に達し、その後もさらに増加すると見込まれます。

このような中、家庭や高齢者施設等における高齢者虐待、さらには身体的機能や判断能力が低下した高齢者を対象に、商品販売や先物取引に関する詐欺事件などが多数見られ、今後も高齢者を対象とした人権侵害や被害の発生が懸念されます。

そこで、市は、平成 18 年（2006 年）、「高齢者の人権と自立が尊重され、みんな支えながら住み慣れた地域で、健康でいきいきと、その人らしく安心して暮らせる社会」を目指した「くまもとはつらつプラン」を策定し、総合的な高齢者施策を推進しています。

(2) 課題

高齢者が急速に増加し、認知症、寝たきりや介護が必要な高齢者が増えることが予想される中、高齢者が尊厳を保ち、安心して暮らすためには、生命や人権を保護する取り組みがますます重要になっています。

このようなことから、「認知症高齢者の早期発見・早期対応体制の充実」、「要援護者に対する地域での見守り体制の整備」、「徘徊等に対する警察など関連機関とのネットワークづくり」などに努める必要があります。

さらには、高齢者の虐待などの防止と権利が守られるよう、「地域権利擁護事業」や「成年後見制度」（※6）のさらなる周知や利用促進などに努める必要があります。

また、高齢者を抱える家族はもとより、地域住民が認知症などの高齢者の人権に関わる問題を正しく理解するよう周知と啓発に努める必要があります。

4 障がい者に関する問題

(1) 現状

市は、昭和 50 年（1975 年）、「身体障害者福祉モデル都市」に指定されました。

また、昭和 58 年（1983 年）に「熊本市障害者福祉長期計画」、平成 8 年（1996 年）に「障害者基本計画」を策定して、ハードとソフトの両面において早くから保健・福祉の充実に向けた障がい者福祉施策を推進してきました。

その後、平成 19 年（2007 年）には、「熊本市障害者プラン」を改訂するとともに、「熊本市障害福祉計画」を策定し、障がい者が自らの能力を活かして平等に社会参加できる環境づくりに向け、人権教育・啓発の推進はもとより、障がい者の自己選択・自己決定等に必要な情報提供や相談支援等の充実、障がい者の権利擁護等の施策を積極的に進めています。

(2) 課題

障がい者が地域で安心して生活を送ることができる社会にするためには、障がい者一人ひとりの人権が尊重されるとともに、その権利・利益が擁護されなければなりません。

そのためには、障がい者に関わる人や市民に対し、障がいや障がい者についての正しい知識の普及を広め、ノーマライゼーション理念（※7）の一層の浸透を図る必要があります。

また、学校、地域、職場などにおいて、市民一人ひとりが障がい者の方をよきパートナーとして受け入れ、正しい理解を持って障がい者の社会参加を支援することができるよう、障がい者の人権に関する教育や啓発を推進する必要があります。

さらに、障がい者が安心して暮らせるように、障がい者の人権と権利擁護を目的とする地域福祉権利擁護事業や成年後見制度については、日常的な相談・援助、財産の保全・管理等のサービスを通し周知・広報し、その普及を図っていく必要があります。

5 同和問題

(1) 現状

市は、同和対策に係る特別措置法が失効するまでの 33 年間、さまざまな施策や事業を実施して、同和地区の道路、公園、住宅の整備などの生活環境をはじめ、産業の振興、就労の安定、社会福祉の向上、教育の充実などの地域を取り巻く環境や生活面における状況の改善に努めてきました。また、差別意識の解消に向けた教育及び啓発もさまざまな創意工夫の下に推進してきました。

しかし、調査業者などによる住民票等の不正な取得行為、全国の被差別地域を記載した電子版「部落地名総監」のインターネット掲載など、依然として結婚や就職差別につながる差別事象が見られ、人権にかかる問題として深刻な状況が続いています。

(2) 課題

同和問題に関する差別意識の解消に向けた人権教育・啓発は、これまでの教育・啓発活動の中で積み上げられてきた成果等を踏まえ、同和問題を重要な人権問題の一つとして捉え、積極的に推進していかなければなりません。

同和問題については、「寝た子を起こすな」という考え方が根強くありますが、同和問題の解決には、こうした認識の解消が重要であり、そのためには、厳しい差別の現実深く学び、そこから被差別者の痛みや悲しみを共有し、「差別を許さない」とする共感と連帯の輪を広げていく必要があります。

このようなことから、今後も、学校教育の場や企業における教育や研修を通し、同和問題に対する正しい理解と認識が得られるよう、地道な人権教育・啓発の取り組みを一層進める必要があります。

また、あらゆる機会を捉え市民一人ひとりが同和問題の正しい理解と認識を深めることが重要なことから、市職員や教職員への研修の充実に努めるとともに、人権に関わる関係機関や関係団体等と連携・協力し、同和問題に対する正しい理解と認識が得られるよう人権教育・啓発の取り組みを進めていく必要があります。

6 外国人に関する問題

(1) 現状

国際化の進展に伴い、市の外国人登録者数は、平成 10 年（1998 年）末の 2,917 人から平成 19 年（2007 年）末には 3,886 人となり、年々増加の傾向にあります。

特に、今後は、社会や経済のグローバル化に伴う外国人の増加に加え、少子高齢化などの要因による労働力不足の影響を受け、外国人労働者の数も一層増加するものと予想されます。

このような中、外国人の方には、言葉や文化、生活習慣の違いなどから、生活する上で不便を感じたり、社会の中で孤立したり、言われなき差別や偏見を受ける人もいます。

そこで、市は、平成 11 年（1999 年）3 月、「すべての人が安心して快適に暮らせる開かれた社会の実現」を基本理念とする「熊本市国際化指針」を策定し、次代を担う国際感覚豊かな人材を育成するための交流や学習の機会の提供、国際理解を深めるためのイベントや講座の開催、外国人が安心して暮らせるための行政サービスや相談窓口の充実などに努めています。

(2) 課題

外国人の方が地域社会の一員として安心して暮らすためには、異なる文化や多様な価値観を理解し、市民一人ひとりが互いに尊重しあいながら共に生きる意識を育てることが重要です。

このようなことから、市民一人ひとりが、外国人をよきパートナーとして受け入れ、異なる民族や文化、生活習慣、価値観などに対する理解を深めることができるよう、学校や公民館などにおける国際理解活動や異文化を学ぶプログラムや外国人住民との交流などを充実していく必要があります。

また、外国人の方が安全に安心して生活できるよう、行政サービスや生活相談の充実、わかりやすい情報提供に積極的に努めていく必要があります。

7 HIV感染症やハンセン病等に関する問題

(1) 現状

ア HIV感染症等に関する問題

HIV感染症は、その感染経路が特定しており、感染力もそれほど強くないことから、いたずらに感染を恐れる必要はなく、医学の進歩により、治療薬によってエイズの発症を遅らせることが可能になりました。

その一方で、平成19年（2007年）末の全国感染者（9,426人）と患者数（4,468人）の合計は13,894人（熊本県の患者報告数は54人）となっており、特に、若者への広がり大きな社会問題となっています。

そこで、WHO（世界保健機関）はじめ国や地方公共団体では、感染防止とHIV感染者、エイズ患者に対する差別や偏見を解消するためのさまざまな取り組みを推進しています。

市は、熊本市エイズ総合対策推進会議を設置するなど、市民一人ひとりがHIV感染の予防を考え、感染者の方との共存について理解することが大切であると考え、さまざまな機会を捉えて、教育や啓発を進めています。

小・中学校でも、平成16年（2004年）に「熊本市の性教育指導案集」を作成し、系統的なエイズ教育を推進しています。また、多くの高等学校で、エイズ・性感染症に関する出前講座を活用し、その理解を深める取り組みが行われています。

保健所では、出前講座の講師派遣や世界エイズデー関連事業として、大学祭や街頭でキャンペーン等を行い、エイズに関する理解を深める取り組みを行うとともに、ポスターや啓発物を活用し正しい知識の普及に取り組み、HIV感染の心配がある人や感染者の方が安心して相談できる環境整備に努めています。

イ ハンセン病等に関する問題

ハンセン病は、「らい菌」という細菌による感染症ですが、感染力は弱く飲食や入浴などの日常生活では感染しません。発病した場合も、現在は治療方法が確立し治癒する病気ですし、遺伝する病気ではありません。そのため、本来、ハンセン病患者を隔離する必要は全くありませんが、日本では明治時代から施設入所を強制する隔離政策が採られてきました。

このような中、市内に、明治 28 年（1895 年）にハンナ・リデルによる「私立回春病院」（※ 8）が、明治 31 年（1898 年）には、5 人のシスターによる「私立待労院」（※ 9）などが、ハンセン病患者のための療養施設として創設された歴史があります。

現在、熊本県内には、ハンセン病回復者の方が入所するハンセン病療養所「国立療養所 菊池恵楓園」（※10）があります。

ところで、平成 15 年（2003 年）、本県のホテルで回復者の方々の宿泊を拒否する事件が発生して、国の長年にわたる強制隔離政策による患者に対する差別や偏見がいまだ根強く残っていることが明らかになり、大きな社会問題となりました。

現在、市は、市民に対し人権週間や人権フェスタなどの啓発イベントにおけるパネル展示や啓発資料の配布、人権講演会などを通してハンセン病について正しい認識を持つとともに、その回復者等への理解を深めるための啓発活動に取り組んでいます。

小・中学校等では、参加体験型学習指導案集「じんけん 4」（平成 18 年度作成）やハンセン病回復者の語りを収録した DVD（平成 19 年度作成）を使った学習を進めるなど、ハンセン病をめぐる人権学習を人権教育の中に位置づけています。

また、行政、学校、地域団体、地域では、ハンセン病及び回復者への理解を深めるため 菊池恵楓園入所者の方との交流体験やハンセン病回復者等の講話を聴く活動を続けています。

（2）課題

H I V感染者やエイズ患者、ハンセン病回復者、さらにはその家族に対する偏見や差別、人権侵害の多くは、不正確な医学的知識や思い込みによる過度の危機意識から生まれます。

感染症の患者については、治療や予防といった医学的な対応が不可欠であることは言うまでもありませんが、同時に、市民一人ひとりがこれら感染症に対する正しい理解と認識を深め、偏見や差別意識の解消に努めていくことが求められています。

このようなことから、今後も、これら感染症の患者等の人権を尊重するという視点に立ち、関係行政機関や民間団体等とも連携しつつ、学校、家庭、地域、職場等のあらゆる場において、人権教育・啓発の取り組みを進めていく必要があります。

8 ホームレスの人たちに関する問題

(1) 現状

社会経済情勢の影響を受けた倒産、失業などさまざまな理由によりホームレスとなった人たちが全国に 18,564 人（平成 19 年（2007 年）1 月実施、全国調査）にのぼり、公園や河川敷などで生活を余儀なくされています。

このような中、国は、平成 14 年（2002 年）にホームレスの人たちの自立に関して支援等を図るため「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」を制定しました。

市は、平成 12 年（2000 年）に国・県・警察などの関係機関及び市の関係各課で構成する「熊本市ホームレス自立支援に関する関係機関連絡協議会」を設置しました。

また、平成 17 年（2005 年）には、「熊本市ホームレスの自立支援に関する実施計画書」を策定し、民間団体とも連携しながら、相談窓口の設置や自立支援に向けた取り組みを行っています。

平成 20 年（2008 年）1 月にホームレス実態調査（目視調査）を行った結果、市内において 86 名のホームレスの人たちが確認されています。

(2) 課題

ホームレスの人たちに自立支援に向けた取り組みが進められる一方、ホームレスの人たちが寝起きしたり、休憩したりしている公園などの近隣住民から公園が本来の目的のために使えないなどの苦情も寄せられています。

このような問題の解決は、近隣住民とホームレスの人たち双方の人権に配慮しつつ取り組みを進めなければなりません。

このようなことから、今後も、関係機関や支援団体などとの連携を強化し、ホームレスの自立支援の取り組みを進める必要があります。

また、地域住民はもとより、市民一人ひとりが、ホームレスの現状についての理解を深め、ホームレスに対する偏見や差別意識を解消できるよう、人権教育・啓発を進めていく必要があります。

9 高度情報化社会に関する問題

(1) 現状

ア インターネットの普及

コンピュータ関連技術の進歩は、パソコンや携帯電話などの性能を飛躍的に向上させ、いつでも、どこにいても、大量の情報を高速でやり取りすることができる新たなスタイルのコミュニケーションを誕生させました。

なかでも、インターネットには、特定の人を相手にする電子メールとともに、不特定多数の人に向けて情報発信するホームページや電子掲示板などがあり、いずれも私たちの日常生活に今や欠かせないものとなりつつあります。

総務省の平成 19 年度(2007 年度)情報通信白書によると、インターネット普及率は 68.5% に達しており、多くの人々が、電子メールや電子掲示板、チャット(※11)などの機能を使って、多種多様な情報を気軽に収集・発信し、また、コミュニケーションを楽しんでいます。

特に、携帯電話の普及は目覚ましいものがあり、大人はもとより子どもの所有率もかなり増加しており、通話とともに電子メール、電子掲示板、ブログ(※12)などの機能を使ったコミュニケーションも盛んに行われています。

イ 個人情報の電子ファイル化

コンピュータ関連技術の進歩は、大量のデータや情報を所有・使用し、瞬時に処理・加工し、送受信することを可能にしました。

行政においては、戸籍や住民票、税や福祉などの情報が、地域や民間団体では、自治会や団体の会員名簿などが、企業では、顧客名簿などが、病院や福祉施設等では、患者や入所者等のカルテや生活履歴などが、学校では、児童生徒の成績や連絡先などが電子化されており、今や個人情報の大半がコンピュータによって管理されています。

(2) 課題

このようにパソコンや携帯電話が普及し、誰でも気軽にインターネットを利用した通信や情報のやり取りができるようになった反面、今までは考えられなかったような事件や犯罪、人権侵害や名誉き損、迷惑行為などが頻発しています。

もちろん、言論の自由は保障されなければなりません。例えば、「本人の許可なく名前や住所、電話番号、メールアドレス等の個人情報がホームページで公開された」、「他人を誹謗中傷ひぼうちゅうしょうするような電子メールを執拗に送り続けた」、「名誉をき損するような情報を電子掲示板に掲載した」、「事件や事故の被害者や加害者、特に少年事件被疑者の実名や顔写真がブログに掲載された」、「行政や企業等が保管する個人情報が、職員等の不注意や不正アクセスによりインターネット上に大量流失した」などの事例は、特に人権に関わる深刻な問題です。

しかも、発信者に匿名性があることや情報発信が技術的に容易であることから、道徳観や罪悪感が希薄になりがちです。また、インターネット上の情報は次々とコピーされ、一度公開されたり、流出したりした情報を完全に回収する（情報を削除する）ことは殆ど不可能です。それに加えて「誰もが被害者にも加害者にもなる可能性がある」といった実態が問題の解決を困難にしています。

このような課題への取り組みとして、法務省は、「一般のインターネット利用者やプロバイダーに対して、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めることが肝要であり、そのため広く国民に対して啓発活動を推進する」こととしています。

また、文部科学省は、「学校においては、情報に関する教科において、インターネット上の誤った情報や偏った情報をめぐる問題を含め、情報化の進展が社会にもたらす影響について知り、情報の収集・発信における個人の責任や情報モラルについて理解させるための教育の充実を図る」こととしています。

このようなことから、前述の事例なども人権に関わる大きな問題であるとの視点に立ち、行政機関はもちろんのこと家庭や地域、職場、学校等といったあらゆる場において、被害者にも加害者にもならないために、インターネット利用上の注意点やインターネットの危険性に関する学習機会を提供する必要があります。

また、市民や学校等に対しては、インターネット利用時のマナーやルールなど、情報モラルに関する教育や啓発の取り組みの推進や、行政機関はもとより、個人情報を大量に保有する企業や団体等に対しては、広報紙や熊本市人権啓発市民協議会の活動等を通じて、個人情報保護法やインターネット関連法令等に関する理解を深めるとともに、個人情報の適正管理に努めるような教育・啓発活動の取り組みを進めていく必要があります。

10 様々な人権問題

(1) 現状

ア アイヌの人々に関する問題

アイヌの人々は、北海道などに先住していた民族ですが、明治以降のいわゆる同化政策の中で、生活を支えてきた狩猟や漁労が制限・禁止され、アイヌ語の使用など伝統や文化の保持が制限されました。このため、民族としての誇りである文化や伝統は十分に保存・継承されることなく、また、アイヌの人々に対する理解不足から、差別や偏見の問題が依然として存在しています。

このような問題を解決しようと国は、平成9年（1997年）、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」を制定し、また、平成20年（2008年）には、国会において、アイヌ民族を先住民として認め、関連する政策をさらに推進するよう政府に求める決議が採択されました。

市においても、アイヌの人々の人権問題を通して、人権尊重の理念に基づき、民族や生活文化の違いを認め合う心を育む必要があります。

イ 犯罪被害者等に関する問題

犯罪被害者等は、犯罪等による直接的な被害のみならず、犯罪等の被害後に生ずる近隣住民等周囲の人々の言動やマスメディアによる行き過ぎた取材や報道によるプライバシー侵害や名誉き損、私生活の平穩の侵害等など、二次的被害に苦しむ人も少なくありません。

そこで、平成13年には「犯罪被害者等給付金支給法」が改正され、平成15年には「(社)熊本県犯罪被害者支援センター」が設立されて、犯罪被害者等に対するさまざまな支援活動が行われています。

ウ 刑を終えて出所した人に関する問題

刑を終えて出所した人に対しては、本人に真摯な更生の意欲があっても、根強い偏見や差別意識があり、就職や住居などの面で社会に受け入れられないなど、現実には極めて厳しい状況にあります。また、その家族の人権が侵害されることもあります。

刑を終えて出所した人が真に更生し、社会の一員として円滑な生活を営むことができるようにするためには、本人の強い更生意欲とともに、家族、職場、地域社会など周囲の人々

の理解と協力が欠かせません。

エ 北朝鮮による拉致被害者に関する問題

北朝鮮による拉致により日本人が被害にあうといった国家を超えた許しがたい人権侵害が発生しており、平成 18 年（2006 年）6 月「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行されました。しかし、国際的にも関心が高まる中、国家間の協議が進められていますが未だ解決には至っていません。その一方で、在日朝鮮人の人々に対する嫌がらせなどの問題も発生しています。

(2) 課題

このように、私たちの身近にはさまざまな人権に関わる問題が存在し、人々の価値観やライフスタイルの多様化、社会情勢の変化とともに、性同一性障害（※13）や性的指向（※14）を理由とした差別や偏見など、新たな人権に関わる問題も発生しています。

このようなことから、ここに挙げた人権に関わる問題ではもちろんのこと、別の人権に関わる問題についても、人権尊重の理念に基づく人権教育・啓発の取り組みを進めて行く必要があります。

第3章 基本計画の基本的考え方

第1章「基本計画の策定にあたって」及び第2章「さまざまな人権問題の現状と課題」で述べたように、市は、関係法令や国・県の施策に基づきながら人権教育・啓発を推進してきました。しかし、いまだ人権問題に関する多くの課題が存在しています。

そこで、この章では、人権教育・啓発を進める上での基本的な考え方や施策の体系等を明らかにします。

1 基本理念

人権とは、すべての人々が持っている人間としての尊厳に基づく固有の権利であり、私たちが社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない大切な権利です。

国連の「世界人権宣言」は、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。」(第1条)と謳^{うた}っています。

また、日本国憲法は、「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。」(第11条)、「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」(第14条)と謳^{うた}っています。

そこで、この基本計画は、「すべての人々が幸福な生活を営むために、人間としての尊厳に基づき、自分のもとより、他人の人権をも大切にし、お互いを認め合い、尊重し合うこと」を基本理念とします。

2 基本事項

(1) 位置づけ

ア. 基本計画は、総合計画と整合性を持つものであり、市の人権教育・啓発に関する基本的な考え方を明らかにして、行政と市民等（幼稚園・保育所、学校、家庭、地域、職場事業所、福祉施設、保健・医療施設、マスメディア等の団体、機関、施設等を含む）が取り組むべき方向性を示すものです。

イ．基本計画は、人権教育・啓発推進法の趣旨を踏まえ、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」（平成 14 年法務省・文部科学省告示第 1 号）及び「熊本県人権教育・啓発基本計画」（平成 16 年策定）と連動したものです。

ウ．基本計画は、市が実施するあらゆる施策や事業に反映させるとともに、行政と市民等が協働して推進することとします。

(2) 計画期間

基本計画の期間は、平成 21 年度（2009 年度）から平成 30 年度（2018 年度）までの 10 年間とします。

なお、人権問題を取り巻く環境は、地方分権や少子高齢化、情報化、国際化の進展等により常に変化していることから、中間地点にあたる平成 25 年度（2013 年度）に見直しを行います。また、社会情勢の急激な変化等により特に必要と認めた場合は、その都度見直しを行います。

(3) 人権教育・人権啓発の定義

人権教育・啓発推進法に規定された「人権教育の定義」（第 2 条）及び「人権啓発の定義」（第 3 条）に基づき、この基本計画における人権教育及び人権啓発の定義を次のとおりとします。

ア．人権教育

市民一人ひとりが、その発達段階に応じて、人権尊重の理念に対する理解を深め、体得することができるよう、学校、地域、家庭、職場その他のさまざまな場、多様な機会を通じて行われる、学校教育、社会教育、家庭教育、企業教育などの教育や学習活動をいいます。

イ．人権啓発

市民一人ひとりが、人権尊重の理念に対する理解を深め、人権問題について正しい理解・認識を持ち、自らの態度・行動に現れるよう、学校、地域、家庭、職場その他のさまざまな場、多様な機会を通じて行われる広報その他の啓発活動（人権教育を除く）をいいます。

(4) 人権教育・啓発の手法

国の「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、人権教育・啓発は、次のような 2 つの手法（アプローチ）を組み合わせつつ推進します。

ア．人権尊重という大きな視点からのアプローチ

例えば、国際条約や関係法令等に即して、「個人の尊重」や「法の下での平等」といった人権全般に共通するテーマを取り上げた人権教育・啓発を推進することで、個別の人権問題の解決にもつなげていきます。

イ．個別の人権課題に則した視点からのアプローチ

例えば、「子どもの人権」、「高齢者の人権」、「同和問題」といった個別の人権問題をテーマとする人権教育・啓発を推進することで、他の分野における人権問題と関連づけ、あらゆる人権問題の解決につなげていきます。

3 基本計画の目標と施策概要

(1) 基本計画の目標(成果指標)

基本計画の目標は、総合計画に掲げる「一人ひとりの人権が等しく尊重され、わけ隔てなく参画できる社会」の実現を目指すとともに、「すべての人の人権が尊重される社会をつくる」こととします。

この「すべての人の人権が尊重される社会」とは、「市民一人ひとりが、この熊本市に生まれたこと、あるいは暮していることの喜びを実感できる社会」、「家族はもとより、隣人や地域の人々などが、お互いの個性や価値観の違いを認め合い、尊重し合う社会」、更には、「市民一人ひとりが人権尊重の理念に対する理解を深め、人権問題について正しい理解・認識を持ち、自らの態度・行動として現れる社会」であるとも言えます。

また、この「すべての人の人権が尊重される社会をつくる」という目標の達成度を測るために、次のような成果指標と目標値を定めます。

【成果指標】	基準値 (H20)	目標値 (H25)	目標値 (H30)
自分の人権が守られていると感じる市民の割合（％）	48.8	55	60
様々な人権問題について関心がある市民の割合（％）	71.6	75	80
自分の人権が侵害されたことがあると思う市民の割合（％）	19.3	17	15

(2) 施策概要

人権問題の解決に向けて、次のような4つの視点から人権教育・啓発の推進に取り組みます。

ア. 市民参画と協働による人権教育・啓発の推進

人権教育・啓発推進法は、「国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。」（第6条）と規定し、国民にもそのような努力するよう促しています。

そこで、市民は、一人ひとりが人権意識の高揚に努めるとともに、特に市民生活と深い関わりを持つ学校、地域、家庭、職場等においても、市や行政機関等と連携しつつ、市民参画と協働による人権教育・啓発に取り組みます。

イ. 人権尊重を基調とした施策の推進

市の施策や事業は、生活、福祉、教育、文化、経済など広範多岐な分野にわたっており、いずれも人々の日常生活の中の「人権」と密接に関わっています。

そこで、人権尊重の理念が行政施策の基本であることを再認識するとともに、この理念を基調とした施策や事業を推進します。

ウ. 人権感覚豊かな市職員の育成

人権尊重を基調とした施策を推進し、市民の立場に立った市民サービスを提供していくためには、職員一人ひとりが人権尊重の理念を正しく理解し、「人権問題の解決に向け自分の担当職務を通じてどのようなことができるか」という視点から主体的に考え、行動する力を育んでいく必要があります。

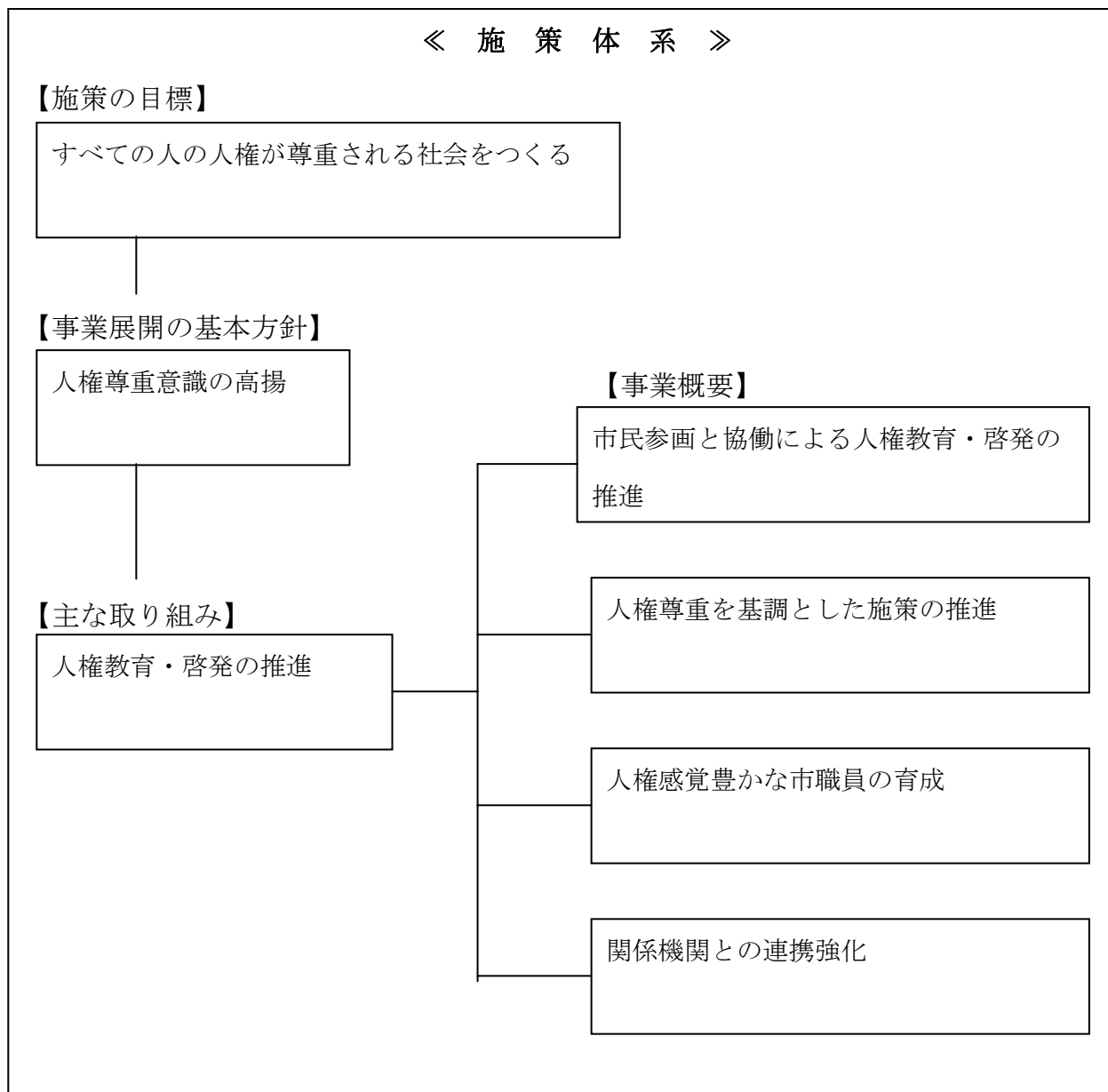
そこで、市は、すべての職員を対象として体系的な人権研修を行うとともに、日常の業務に即した各職場における人権研修を実施して、人権感覚豊かな職員の育成に努めます。

エ. 関係機関との連携強化

基本計画は、国・県の基本計画と連動したものであり、特に、人権擁護活動については、国、県との連携は不可欠なものであります。また、人権啓発活動を行っている NPO などの民間団体や自治会・地域公民館などの地域団体の果たすべき役割は重要となっています。

特に、現在、市と協働で人権啓発活動を実践している「熊本市人権啓発市民協議会」との連携・協力は、大変重要な役割を担っています。

そこで、今後は、関係行政機関や民間団体・地域団体等との連携をさらに強化し、情報の共有化、相談体制のネットワーク化、啓発事業の充実に努めてまいります。



第4章 実施主体ごとの取り組み

第2章「さまざまな人権課題の現状と課題」及び第3章「基本計画の基本的考え方」で述べたように、人権課題の解決や人権尊重社会の実現は、行政だけの取り組みだけでは困難で、学校、家庭、職場、その他さまざまな場や機会を通じて、市民と協働して人権教育・啓発を行う必要があります。

そこで、この章では、特に市民生活と深い関わりのある、市、学校、地域、家庭、職場等が人権教育・啓発活動を推進する上での役割や具体的な取り組みを示しています。

なお、ここに示す「具体的な取り組み」は活動の目安であり、実施主体において、人権教育・啓発活動を実施する場（学校、家庭、地域、職場など）や機会、参加者個々のライフスタイル、年齢層など、その特性に応じた最も効果的な手法を創意工夫しつつ実施することとします。

1 市の責務

市は、基本計画を広く市民に周知するとともに、市民や関係団体と連携しながら計画に掲げる各種施策を着実に実行します。また、計画の適正な進行管理を行い、計画の目標の実現に努めます。

加えて、市の職員（臨時職員や嘱託職員を含む）を対象として、総合的かつ計画的に人権教育・啓発を実施し、人権尊重社会の形成をリードする人材育成を図ります。

◆具体的取り組み

- ・基本計画について、ホームページへの掲載やリーフレット等の作成配布など、広く市民に広報するとともに、説明会などの開催を通じ、関係機関や関係団体等に対する周知徹底を図ります。
- ・人権教育や啓発事業を計画的に開催するとともに、地域や社会教育団体、NPO、企業等が行う人権教育や啓発事業を積極的に支援します。
- ・講演会やセミナーの開催、広報紙やホームページ、マスメディア等の活用により、人権啓発活動を積極的に推進するとともに、人権に関わる情報の提供に努めます。
- ・人権教育・啓発の効果的な推進を図るための調査研究に努め、推進体制の強化を図ります。
- ・市職員全体を対象とした人権講演会や研修会を計画的に開催するとともに、各部署においてそれぞれの状況に応じた効果的な研修計画を作成し、人権研修を推進します。

- ・職員自ら、人権関係団体等が主催する人権研修会や講演会に積極的に参加します。
- ・セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント（※15）に関する啓発資料を作成するとともに、市職員に対する相談窓口の機能強化に努めます。

2 幼稚園・保育所の責務

(1) 園児に対する人権教育

乳幼児期の子どもたちは、家族や友達、地域社会との関わりや動植物や自然とのふれあいなどを通じて、「一人ひとりの違いを認め合うこと」「他の人と力を合わせ共感すること」「命を尊ぶこと」等の人権感覚が育まれていくといわれています。

そこで、幼稚園・保育所の経営者や園長は、子どもたちの生活はもちろんのこと、社会参加活動や野外活動などを人権教育・啓発の間接的手法として積極的に実施します。

◆具体的取り組み

- ・子どもたちの発達段階等を踏まえ、具体的な例を交えた効果的な方法により、総合的かつ計画的に人権感覚を育むような教育・保育を実施します。
- ・動物飼育や植物栽培、熊本市動植物園での体験学習等を通じて、かけがえのない命の尊さを認識し、真剣に生きて行く姿勢を育みます。
- ・江津湖や立田山等自然フィールド（立田山野外保育センター・金峰山少年自然の家等）を活用した野外活動等を通じ、自然を愛する心や他人と協力する心など、豊かな感性を育みます。

(2) 教職員や保育士に対する人権教育・啓発

教職員や保育士等は、子どもたちの成長に大きな影響力を持っています。

そこで、経営者や園長等は、人権に配慮した教育指導や施設運営に心がけ、教職員等の指導力や人権意識を高めるとともに、保護者等に対する人権教育・啓発の推進に努めます。

◆具体的取り組み

- ・教職員や保育士等の人権尊重の理念の理解と、意識の向上を図るための効果的な職員研修を行い、人材育成に取り組みます。
- ・人権を大切に作る心を育てる教育・保育目標を掲げた年間教育カリキュラム等の作成と実践を行います。

- ・保護者等に対して人権に関する情報を発信し啓発を図るとともに、世代間交流事業や地域活動事業等をととした地域との連携による人権教育の推進を図ります。

3 学校（小・中・高等学校等）の責務

(1) 児童生徒等に対する人権教育

学校教育においては、自分の大切さとともに他の人の大切さを認め、それが態度や行動に現れる子どもを育成するための人権教育に取り組んでいきます。そのために、児童生徒の発達段階に応じながら、学校教育活動全体を通じて人権尊重の意識を高め、一人ひとりを大切にした教育の一層の充実を図っていきます。

そこで、学校や校長は、「熊本市人権教育の推進について」に基づく取り組みを大切にししながら、文部科学省「人権教育の指導方法等の在り方について〔第一次～第三次とりまとめ〕」（注1）等を生かし、具体的実践による人権教育の充実に取り組めます。

◆具体的取り組み

- ・人権に関する知的理解だけでなく、人権感覚を育成することが大切です。そのために、自尊感情を培うとともに、共感能力や想像力、人間関係を調整する力等を育てていきます。（例えば、主体的・実践的に学ぶ参加体験型学習等の授業、福祉施設等における交流やボランティア活動等）
- ・教育活動全体を通じ、教職員や児童生徒が互いに尊重し合う人間関係づくり等をさらに進め、人権が尊重される学校づくりを行っていきます。（例えば、あいさつや温かい声かけ、教育相談、生活ノート（注2）の活用等）

（注1）「人権教育の指導方法等の在り方について〔第一次～第三次とりまとめ〕」

（文部科学省の人権教育の指導方法等に関する調査研究会議 ）

- ・〔第一次とりまとめ〕（H16）人権教育とは何か、学校教育における指導の改善・充実に向けた基本的な視点を提示。
- ・〔第二次とりまとめ〕（H18）人権教育を通じて育てたい資質・態度等について分析的に整理し、指導方法等の工夫・改善方策について理論を提示。
- ・〔第三次とりまとめ〕（H20）第二次までに示した理論等の理解に資するため、具体的な取り組み事例等の資料を収集・掲載。

（注2）「生活ノート」児童生徒が一日を振り返り、教師に思いや考えを伝え、教師がそれに応えるノート

(2) 教職員等に対する人権教育・啓発

学校における人権教育の成果は、児童生徒の教育にあたる教職員によるところが大きく、教職員がその職責を自覚し、人権尊重の精神に基づき、基本的認識を深め、実践的な指導力の向上を目指した効果的な研修の充実が必要です。

◆具体的取り組み

- ・校内研修をはじめ諸研修を通して人権尊重の理念について十分な認識と豊かな人権感覚を備えた教職員を育成します。
- ・校長のリーダーシップのもと、人権教育主任を要として人権教育推進体制のなお一層の充実に取り組み、人権教育諸計画の実践・評価を通して、教職員の指導力の向上をめざします。
- ・保護者等への情報発信や授業参観・学級懇談会等における啓発を行い、家庭・地域等と連携して人権教育を推進します。

4 家庭（家庭教育）の役割

幼児期は、豊かな人間性を形成する上で重要な時期であり、人間教育の原点ともいえる家庭は、幼児期から豊かな情操を育て、しつけなどを通して、善悪の判断や社会規範を身につけていく最も重要な教育の場です。特に、幼児の発達の特性を踏まえ、動植物に親しみ、命や自然の大切さに気づかせ、豊かな感性を芽生えさせるなど人権尊重の精神を育む教育が重要です。

そこで、家庭では、その教育力の向上を図ると同時に、保護者自身が偏見を持たず、差別をしないことなどを自らの姿をもって子どもに示していくなど、日常生活の中での人権教育を推進します。

さらに、夫婦、親子、兄弟や姉妹など家族を構成するそれぞれが、互いを思いやる、助け合い、人権を尊重しあう明るい家庭を築いていきます。

◆具体的取り組み

- ・家庭内では、協力して子育てなどができるよう家庭環境等の改善に取り組みます。
- ・家庭教育を豊かなものとするため、進んで人権に関する講演会やセミナーなどに参加するなど人権問題を主体的に学びます。
- ・子育て等に悩んだり、迷ったりした場合は、一人で悩まず、相談機関（子ども総合相談室、子育て支援センター、保健福祉センターなど）や近所の子育て経験者に相談するように努めます。

5 地域（社会教育）の役割

地域では、幼児から高齢者まであらゆる年代を対象に、生活のさまざまな場面を通じて人権に関する学習機会の充実を図っていく必要があります。

そこで、自治会、老人会、子ども会などの団体においては、地域の実情に応じた学習機会の充実を図るとともに、さまざまな人権教育・啓発活動を通して、地域住民の人権意識の高揚に努めます。

◆具体的取り組み

- ・ふれあい文化センターをはじめ、公民館やコミュニティセンター等の地域拠点施設においては、人権に関する学習会や催し物など人権学習の機会を提供します。
- ・夏祭りや地域の催しなど地域の人々が集まる機会を捉えて、市と連携し人権啓発行事を展開します。
- ・ボランティア活動や世代間交流など、さまざまな体験活動を通じて、地域住民の人権意識の高揚に努めます。
- ・行政、学校、家庭、地域団体等との連携を促進し、人権に関する学習情報及び学習機会の提供に取り組むとともに、実施に当たっては参加体験型などその方法や内容を工夫し、地域住民の自主的な参加を図ります。

6 職場（企業等の事業所）の役割

企業等には、すべての人々の就職の機会均等を保障した公正な採用選考を実施するとともに、配置、賃金、昇格などあらゆる面で、人権が尊重される働きやすい職場づくりが求められています。また、高齢者や障がい者にとって利用しやすい建物・設備のバリアフリー化に努め、従業員がお客に対して人権に配慮した対応をすること、健康や環境にやさしい商品開発に心がけることなど、企業の社会的責任が求められています。

このため、企業や事業所では、社員の業務に係わるスキル向上の研修、教育とともに、人権に関する教育を職場内研修プログラムに組み込むとともに、人権に係る相談体制の整備の充実にも努めます。

◆具体的取り組み

- ・事業所内で人権教育・啓発活動を積極的に展開し、人権を尊重する企業を目指します。
- ・基本的人権を尊重し、公平な雇用に努めます。

- ・社員に対する計画的な人権研修等に努めます。
- ・社員を、市や人権関係団体が主催する人権研修会などへ積極的に参加させるよう努めます。
- ・社員のための人権相談窓口の設置に努めます。
- ・熊本市人権啓発協議会へ積極的に参画します。

7 福祉施設、保健・医療施設の役割

福祉施設、保健・医療施設は、子ども、高齢者、障がい者や病気の人が養護、介護や治療を受けるために入院・入所していますが、そこではさまざまな個人情報が集められ、個人の生活や健康に関わる業務が日々行われています。

こうしたことから、福祉施設、保健・医療施設では、これらの業務に携わる職員や医師、看護師などに対して、人間の尊厳や人権尊重の理念、プライバシー保護などをテーマとする実践に即した人権研修、学習の継続的な実施に努めます。

◆具体的取り組み

- ・入所者の個人情報機密保持に努めるとともに入所者の尊厳を守るため相手の立場に立った対応に努めます。
- ・職員等を行政等が行う人権教育研修会に積極的に参加させるよう努めます。
- ・入所者の立場に立った施設の安全衛生管理に関する情報等の収集に努め、入所者等の安全確保を図ります。
- ・施設や設備等のバリアフリー化やユニバーサルデザイン化に積極的に取り組みます。

8 マスメディアの役割

情報社会の現在、私たちの生活は、マスメディアとの関わりが切り離せないものとなっております。マスメディアの及ぼす影響は、子どもから高齢者まで、いわゆる社会的弱者といわれる人々も含め、社会全体に対して大きな影響があります。

そこで、マスメディアは、報道や番組等を通じて人権尊重の理念を普及し、人権が尊重される社会の実現に寄与します。また、常に人権に配慮した取材や報道を行うよう努めます。

◆具体的な取り組み

- ・取材や放送倫理等に関する人権研修に努めます。
- ・市や人権関係団体が主催する人権に関する講演会、イベント等の共催や後援をするなど支援に努めます。
- ・人権に関する報道や番組作成等に積極的に努めます。

第5章 基本計画の推進

第3章「基本計画の基本的考え方」及び第4章「実施主体ごとの取り組み」で述べた人権教育・啓発の取り組みが実践されなければ、基本計画は「絵に描いた餅」になってしまいます。

そこで、この章では、この基本計画が市民の参画と協働により着実に推進されるための具体的方策を明らかにします。

1 熊本市人権啓発市民協議会の活性化

熊本市人権啓発市民協議会（以下「人権協」という。）は、「基本的人権の尊重を理念とし、行政機関、学校、地域団体、民間企業等が連携・協働し、熊本市における人権意識の高揚と社会のあらゆる差別の解消に向け、自らの主体的参加による人権啓発活動を推進すること」を目的として昭和62年（1987年）に発足しました。

この人権協には、現在、100を超える企業、団体等が加盟しており、企業部会、福祉・医療部会、学校教育部会等に分かれ、それぞれの職場環境や組織特性に応じた人権教育・啓発活動に取り組むとともに、市民に対しても人権セミナー・人権フェア・人権フェスタなど、人権意識の高揚や差別解消に向けた啓発活動を実践しています。

特に、平成19年度（2008年度）は、創立20周年の記念事業や地域人権フェア、人権教育・啓発事業助成金制度といった新しい取り組みを行うなど、人権協のこのような活動によって、これまで市民の人権に対する関心は徐々に高まり、また各種啓発事業への参加も増加してきています。

(1) 人権協への加盟促進

人権協の人権啓発活動については、広く市民から賛同を得ることが大切です。また、企業や団体等においては、人権協に参画して人権尊重を推進する団体として広く市民に認知されることが参画意欲につながります。この目標達成のために人権協ではPRや参画団体の活性化に努めます。

◆具体的取り組み

- ・企業、団体等の人権研修責任者の養成を図り、啓発活動を積極的に展開します。

- ・新聞等の広報媒体や啓発活動を通して、人権協の活動及び参画へのPRに努めます。

(2) 啓発活動の強化

今後、市では、この人権協と一体となって人権啓発事業を推進するとともに、人権協の更なる拡大、活動の充実を図り、民間企業や団体等のアイデアや啓発のノウハウ等を活用しながら、連携・協働による人権啓発の推進に努めます。

◆具体的取り組み

- ・市民との協働を基本に共感を得ながら、参画意識の高まる啓発事業を推進します。
- ・人権全般、各人権課題及び時事的な関心事に合わせた内容の人権講演会などを定期的に開催します。
- ・多くの人々が往来する街頭等における人権啓発（人権フェア）を地域に広げていきます。
- ・イベントを通して人権を身近に感じる人権啓発（人権・ふれあいフェスタ）を開催します。
- ・映画を通じて感動する心を育む人権啓発ヒューマンライツ・シアター（人権映画会）を開催します。
- ・暮らしの中で人権を考える機会を作るため、人権啓発作品を募集し優秀作品を表彰します。
- ・各人権課題に的を絞り、正しい認識を深めるための人権啓発として人権講演会・研修会（人権セミナー）を実施します

2 関係機関や民間団体等との連携強化

(1) 熊本県人権啓発活動地域ネットワーク協議会との連携

熊本県人権啓発活動地域ネットワーク協議会は、熊本地方法務局、熊本県人権擁護委員連合会、熊本県、熊本市で構成する団体で、人権教育・啓発に関する情報の交換や効率的な啓発事業展開を行っています。

そこで、人権週間に合わせて、連携した啓発活動の展開、啓発冊子等への情報等の相互掲載など、協働・連携の取組みをさらに強化し、発展的な啓発活動を進めていきます。

◆具体例な取り組み

- ・人権啓発事業の情報交換や相互の啓発事業情報を共有化するなど効率的な事業展開を図ります。

(2) 熊本人権擁護委員協議会との連携

人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づき、「国民の基本的人権が侵犯されることのないように監視し、もし、これが侵犯された場合には、その救済のため、すみやかに適切な処置を採るとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることをもってその使命」（同法第2条）としており、法務大臣が委嘱することとなっています。熊本人権擁護委員協議会とは、熊本地方法務局管内の人権擁護委員の組織です。なお、市には28名の人権擁護委員がいて、地域住民の人権相談（市民センター・公立公民館等）を中心に地域と密着した人権啓発活動を行っており、現在、市と熊本人権擁護委員協議会は連携して、子どもたちが花の種を育て、その種に人権の思いをこめて大空へ飛ばす「人権の花運動」等の人権啓発活動を展開しています。

今後は、さらなる地域に根ざした人権意識の普及高揚を推進していくにあたり、情報の共有化、連携した事業の展開に取り組めます。

◆具体的取り組み

- ・人権週間等における啓発事業を充実します。
- ・次世代を担う子どもたちに対する啓発事業「人権の花運動」など効果的な啓発活動に努めます。

(3) 民間団体等その他の団体との連携

NPO・NGO、ボランティア団体等の民間団体においては 現在、いろいろな場面や機会でも多くのボランティアの活動がなされています。

今後は、NPO・NGO、ボランティア団体等の活動の支援に努めるとともに、民間団体の活力やアイデア等を今後の人権啓発活動に活用するなど、連携を強化し啓発活動を推進します。

◆具体的な取り組み

- ・人権サポーター、ボランティア等の人材を育成します。
- ・さまざまな人権問題に取り組む民間団体との連携に努めます。

3 啓発手法等に関する情報の提供

人権啓発にあたっては、幼児・子どもから高齢者まですべての人に理解できるような取り組みが重要であり、参加型・体験型、視覚・聴覚に訴える手法など創意工夫することが大切です。また、人権尊重意識を身近なものとして受け止められるような分かりやすい情報の提供に努めていきます。

◆具体的な取り組み

- ・人権尊重意識を自分のものと受け止められるような、分かりやすい啓発活動を行います。
- ・人権に関する情報については、ホームページや市政だよりなどのさまざまな広報手段を活用し、広く市民及び事業所等に情報を提供します。
- ・人権啓発が行政主導による一方的な啓発及び形骸化したものにならないよう、効果的な啓発手法の調査・研究を進めていきます。

4 実施状況の把握と結果の公表

基本計画は、総合計画と整合性を持つものであることから、市の行政評価制度等とリンクさせて、毎年度その実施状況を把握するとともに、幅広い市民等の声を把握し、適切に反映させるなど、その着実な推進を図ります。加えて、評価結果を市のホームページ等で公表します。

さまざまな人権問題に関する補足説明

1 女性に関する問題

【世界の情勢】

女性の地位向上に向けた取り組みは、昭和 50 年（1975 年）の「国際婦人年」を契機として世界的規模で積極的に推進されてきました。同年開催された「国際婦人年世界会議」では『世界行動計画』が採択され、以後 10 年間は「国連婦人の 10 年」とされ、昭和 54 年（1979 年）、性差別禁止の原則のもと、男女平等実現のために各国が取り組むべきことを具体的に盛り込んだ『女子差別撤廃条約』が採択されるなど、女性の地位向上に向けて各国がとるべき政策の指針が示されました。

【国内の情勢】

このような世界の動きの中で国内でも昭和 50 年（1975 年）内閣総理大臣を本部長とする「婦人問題企画推進本部」が設置され、女性行政の本格的な取り組みが始まりました。昭和 52 年（1977 年）には『世界行動計画』に基づき、『国内行動計画』が策定され、その後、国籍法の改正、男女雇用機会均等法の制定及び労働基準法の改正等、国内法制度の整備を進め、昭和 60 年（1985 年）には『女子差別撤廃条約』に批准しました。さらに、平成 3 年（1991 年）には「育児休業法」が成立しました。

また、第 4 回世界女性会議（北京）開催後の平成 8 年には、「男女共同参画 2000 年プラン」を策定、平成 11 年（1999 年）には「男女共同参画社会基本法」が施行されました。それに基づき、平成 12 年（2000 年）「男女共同参画基本計画」を策定し、社会のあらゆる分野に男女共同参画の視点を反映させ、男女共同参画社会の形成を総合的、計画的に図っていくこととなりました。

つづいて、平成 12 年（2000 年）に「ストーカー規制法」、平成 13 年（2001 年）に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV 防止法）」等も整備されました。

そして、平成 17 年（2005 年）にはこれまでの基本計画の取り組み状況の検討及び評価を踏まえ、「男女共同参画基本計画（第 2 次）」が策定されました。

（作成：男女共生推進課）

2 子どもに関する問題

【世界の情勢】

大正 13 年（1924 年）国際連盟で、「人類は児童に対して生存と発達のための最善のものを与える義務を負う」とする「児童の権利に関するジュネーブ宣言」が採択されました。

昭和 34 年（1959 年）には国際連合で「児童の権利宣言」が採択され、教育を受ける権利、栄養や医療が与えられる権利、差別されない権利などが具体的に規定されました。

その後、平成元年（1989 年）国際連合で「児童の権利に関する条約」が採択され、「児童の最善の利益を考慮する」として、子どもの権利保障の基準が明記されました。

【国内の情勢】

国内では、日本国憲法の精神を踏まえて、昭和 22 年（1947 年）「児童福祉法」が制定され、子どもの人権の尊重や福祉の保障といった基本理念が示されました。児童の福祉に対する国民の啓発を図るために、昭和 26 年（1951 年）「児童憲章」が定められ、「児童は人として尊ばれる。児童は社会の一員として重んぜられる。児童は、よい環境の中で育てられる。」と宣言されました。

その後、子どもの権利について法律に明記すべきという考えが強まり、平成 6 年（1994 年）に「児童の権利に関する条約」を批准した後、平成 11 年（1999 年）「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」を制定し、初めて「児童の権利の擁護」が明記されました。

また、平成 12 年（2000 年）「児童虐待の防止等に関する法律」を制定し、児童虐待防止のために、国・地方公共団体の責務や関係機関の連携、早期発見、通告の義務などを定めました。さらに平成 15 年（2003 年）「次世代育成支援対策推進法」を制定し、次世代を担う子どもの育成支援のために、国・地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにしました。

平成 18 年（2006 年）には「教育基本法」を改正し、新たに家庭教育や幼児期教育の理念が明記されました。
(作成：子ども政策課)

3 高齢者に関する問題

【国内の情勢】

先進諸国の高齢化率を比較しますと、我が国は 1980 年代までは下位、90 年代にはほぼ中位でしたが、21 世紀初頭には最も高い水準となっています。

高齢化の速度について、高齢化率が 7%から 14%に達するまでの所要年数を比較しますと、比較的短いドイツでさえ 40 年であるのに対し、我が国は 24 年で達しており、世界に例を見ない速度で高齢化が進行しています。

さらに、我が国の高齢者人口は平成 17 年（2005 年）の約 2,500 万人からいわゆる団塊の世代が 65 歳に到達する平成 24 年（2012 年）には 3,000 万人を超えると見込まれています。

一方、近年高齢者に対する「虐待」が深刻な問題となっており、高齢者の増加に伴い虐待も増えることが懸念されています。虐待されている高齢者の約 4 割は認知症の症状がみられるという調査結果もあり、また、日常生活自立度Ⅱ以上の認知症高齢者が平成 17 年の約 170 万人から、平成 27 年（2015 年）には 250 万人へと急速に増加することが予想されていることを考えると、高齢者虐待対策は、高齢者の人権保護の観点から、今後、重要な課題の一つとなっています。

(作成：高齢介護福祉課)

4 障がい者に関する問題

【世界の情勢】

国連では、障がい者の人権に関して、昭和 50 年（1975 年）12 月の「障害者の権利に関する宣言」で、障がい者が人間としての尊厳を尊重され、平等の権利を有し、社会参加等を確保されるべきである旨を宣言しています。さらに、平成 18 年（2006 年）12 月には、障がい者の権利を保障し

社会参加を促すため、合理的配慮を義務付けた「障害者権利条約」を採択しました。

【国内の情勢】

日本では、平成 16 年（2004 年）6 月に障害者基本法が改正され、「何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他権利利益を侵害する行為をしてはならない。」旨が明記されました。また、前述の「障害者権利条約」については、平成 19 年（2007 年）9 月に署名し現在、批准に向けて国内法整備の準備がなされています。

（作成：障がい保健福祉課）

5 同和問題

【国内の情勢】

昭和 40 年（1965 年）8 月、内閣総理大臣の諮問機関であった「同和対策審議会」が出した「同和対策審議会答申」（※3）の中に、「同和問題は、日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、一部の人々が基本的人権を侵害され、とくに、市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題である。」（要約）と述べられています。

同和問題の解決に向けた取り組みは、明治 4 年（1871 年）、それまでの身分制度を廃止する太政官布告（解放令）に始まります。これにより、法律・制度上では差別はなくなりましたが、部落差別をなくすための施策はとられなかったため、現実的には依然として厳しい差別が残り、真の意味での平等は実現までに至りませんでした。

その後、昭和 21 年（1946 年）「日本国憲法」が公布されましたが、同様に部落差別をなくすための具体的施策は実施されませんでした。

昭和 40 年（1965 年）8 月、「同和対策審議会」は同和問題解決のための方策等について「同和対策審議会答申」を出しました。その前文に「同和問題は、人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である。その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である。」と述べています。

この答申を踏まえ、昭和 44 年（1969 年）に「同和対策特別措置法」が制定され、最終的な特別措置法「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の平成 14 年（2002 年）3 月末の失効までの 33 年間、生活環境の改善、産業の振興、就労の安定化、教育の充実等といった特別措置とともに、差別・偏見をなくしていくための同和教育・啓発の施策が国をはじめ、各地方公共団体によってなされてきました。

これらの特別措置法に基づく諸事業によって生活環境をはじめとするハード面は、大きく改善されましたが、差別意識や偏見といったソフト面においては完全に解消されたとは言えず、なお差別落書きや差別につながる出身地等に関する調査など人権侵害事象が発生している状況から、国は平成 12 年（2000 年）12 月「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を制定し、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、更なる人権教育及び人権啓発の重要性を唱えています。

（作成：人権推進総室）

6 外国人に関する問題

【国内の情勢】

近年、外国人住民の増加に伴い、外国人住民に対する施策は重要な課題となりつつあります。このような中、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、地域社会の構成員として共に生きていく、多文化共生の地域づくりを進めるため、総務省は平成 18 年（2006 年）3 月に「地域における多文化共生推進プラン」を策定し、地域における多文化共生施策の実施を推進しています。

（作成：文化国際課）

7 HIV感染症やハンセン病等に関する問題

(1) HIV感染症

国際的な取り組みとしては、昭和 63 年(1988 年)にWHO（世界保健機関）が、エイズの世界的な感染防止とHIV感染者、エイズ患者に対する差別や偏見を解消することを目的として 12 月 1 日に「世界エイズデー」を提唱しました。エイズ対策の専門機関としてUNAIDS（国連エイズ共同計画）が、平成 8 年（1996 年）に発足しています。

HIV感染症は、HIV(エイズウィルス)に感染している状態で、エイズ(後天性免疫不全症候群)とは、HIV感染症が進行して身体の免疫力が低下しカリニ肺炎などの特有な病気が引き起こされる状態です。エイズは、昭和 56 年（1981 年）にアメリカ合衆国で最初の症例が報告されて以来、その広がり世界的に深刻な問題となっています。

日本においても昭和 60 年（1985 年）3 月に最初の患者が報告されてからは身近な問題となっています。エイズ患者やHIV感染者に対しては、正しい知識や理解の不足から、診療拒否や無断検診、就職拒否や入園拒否等、社会生活のさまざまな場面で人権問題が生じています。

(2) ハンセン病

平成 13 年（2001 年）5 月ハンセン病回復者に対する国の損害賠償責任を認める熊本地方裁判所判決が出され、国は控訴せず判決は確定しました。これが契機となり、国によるハンセン病回復者等に対する名誉回復、福祉増進などの措置が進められることとなりました。

平成 20 年 6 月（2008 年）ハンセン病患者であった者等の福祉の増進、名誉の回復等に関しハンセン病問題の解決の促進に関し、基本理念及び国及び地方公共団体の責務を明らかにした「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が制定されました。

（作成：感染症対策課）